

第一次報告

「公共施設の再構築（１）」

平成12年12月12日

豊島区公共施設の再構築推進検討委員会

目 次

はじめに	1
平成 7 年以降の検討経過	2
1 平成 7 年 11 月の臨調報告での提起	2
2 行財政改革の推進と施設の動向	2
公共施設の再構築の基本的考え方	2
1 公共施設の再構築の背景	2
2 再構築の視点	4
3 検討に際し留意すべき点	5
4 検討の手順	5
公共施設の再構築(1)	6
1 コミュニティ・生涯学習施設	6
2 児童館・学童クラブ	10
3 保育園	13
4 スポーツ施設	15
5 図書館	16
6 リサイクル・清掃施設	17
今後検討対象とすべき施設	17
資料 1 統廃合決定及び計画施設一覧	
資料 2 集会室機能を持つ現行施設 100 か所配置図	
資料 3 廃止する集会室とその代替施設	
資料 4 小学校統廃合及び借上げ廃止により廃止する児童館	
資料 5 第一次報告「公共施設の再構築(1)」による統廃合施設一覧	

はじめに

公共施設のあり方については、平成7年11月の豊島区臨時行財政調査会報告（以下、「臨調報告」という）で一定の考え方が示され、その後、平成9年5月に設置された「豊島区公共施設の効率的活用検討委員会」において検討が重ねられた。本委員会は、本年6月、前記委員会を改組し発足したものである。

この間、区立保育園4園の廃止決定、区立小中学校の適正配置の推進、12出張所の廃止など公共施設の統廃合が進められてきた。一方、新池袋保健所、菊かおる園、上池袋複合施設の3大プロジェクトが完成するなど、施設の新たな建設も行われた。本区の公共施設整備は、これまでの時代の要請に応えながら積極的に押し進められ、23区でもトップレベルの水準に達している。

しかしながら、本年9月に発表された本区では初めての「施設白書」によると、公共施設に伴う経費は、用地取得費や建設費などの初期投資のみならず、起債に伴う償還費用、維持管理経費、人件費などの後年度負担を含め膨大な規模に達しており、歳出全体のほぼ半分を占めるに至っている。

さらに、今後、耐用年数を迎える施設が続々と増える中で、改修・改築需要も飛躍的に膨れ上がることは必死であり、既に一部の施設については改築経費を捻出できず一時閉鎖に追い込まれている。

少子・高齢化の進行、介護保険制度の発足などを背景に今後予想される区民需要に応えるためには、既存施設体系の抜本的見直しは避けて通れない喫緊の課題となっている。本委員会は、財政健全化計画と新生としま改革プランという二つの改革計画の中心をなす公共施設の再構築をはじめとして施設のあり方を広く検討していくこととしている。

今回、第一次報告として「公共施設の再構築(1)」をまとめたのでここに報告するものである。

平成 7 年以降の検討経過

1 平成 7 年 11 月の臨調報告での提起

臨調報告では、当時の「公共施設は旧基本計画に基づいて体系化が図られ整備されているが、社会状況や人々の意識にも変化が見られるため、改めて、公共施設体系の再構築を図る」としている。この報告に基づき、授産場及び高麗清流園の廃止がされるとともに区立保育園 4 園の廃止方針が決定された。

2 行財政改革の推進と施設の動向

- (1) 区立保育園の廃園（平成 9 年 10 月、4 園の廃止条例議決。巣鴨第二、西巣鴨第一、池袋第四、千早第二の 4 園を平成 1 2 年度末をもって廃止と決定）
- (2) 区立小中学校の統廃合（平成 9 年策定の第一次区立小中学校適正配置計画に基づき、平成 11 年度、平和小学校と要町小学校を統合し要小学校に。同じく高田中学校と雑司谷中学校を統合し千登世橋中学校に。）
- (3) 出張所の廃止（平成 12 年度、12 出張所を廃止）
- (4) 高麗清流園の廃止（平成 9 年度）
- (5) 豊島荘の廃止（平成 11 年度）

資料 1 統廃合決定及び計画施設一覧参照

公共施設の再構築の基本的考え方

1 公共施設の再構築の背景

(1) 膨れ上がる施設関係経費

施設白書によると区の公共施設は現在、主なもので 5 2 3 施設、土地面積 74 万㎡、延べ床面積 45 万㎡である。昭和 30 年代までは小中学校の建設が中心であった。昭和 40 年代から 50 年代には、公園、保育園、児童館、ことぶきの家、区民センター、体育館・プール、図書館、社会教育会館、などが相次いで整備されてきた。さらに昭和 60 年代以降には高齢者在宅サービスセンターや特別養護老人ホーム、住宅などが整備され、平成に入ってから三芳グランド、生活産業プラザ、菊薫る園、上池袋複合施設など大型施設が相次いで誕生した。昭和 40 年代以降現在までのおよそ 30 年間に 4 5 7 施設が、約 1700 億円を投じて整備されたことになる。

これらの施設は当然にも設置当時の時代の要請と地域区民の要望に応え整備されてきたもので

あるが、急速な時代の変化、すなわち区民の生活意識や需要が変化していること、設立当初と施設の設置条件などが制度的に変化している。

さらにこれらの施設が今後 20 年余の間に次々と大規模改修や建替えの時期を迎える。過去、計画的なメンテナンスが十分には行われてこなかったため積み残してきた改修経費は約 185 億円と想定される。さらに、今後 20 年間に予想される改修経費は 920 億円余と見込まれ、年間平均 46 億円余にのぼるのである。また、耐震補強を要するものも多々あり、その計画化すら困難な状況にある。

(2) 新たな財政フレームへの対応

区では破綻寸前の財政状況を克服し、来るべき 21 世紀への区政の飛躍を図るべく、平成 13 年度から 16 年度までの 4 ヶ年を計画期間とし、財政健全化計画および新生としま改革プランを策定した。施設白書の指摘にもあるとおり既存の施設の維持管理すら見通しがつかない中、新たな区民ニーズに応えていくためには、大胆な公共施設体系の見直しが不可欠の課題となっている。施設経営をめぐる規制緩和などの社会的条件の変化を踏まえつつ、既存施設のあり方を精査し、最小の経費で最大の効果をめざす、今後の施設体系、施設運営のあり方を示すことは、今回の行財政改革を成し遂げる大きな鍵である。

(3) 社会環境の変化への対応

高齢者福祉への区の対応はこれまで、区が施設を設置し直営で運営する形態が中心であった。しかし、平成 12 年度には介護保険制度がスタートし、社会福祉基礎構造改革が進行しており、高齢者・障害者施設を取り巻く制度的条件が大きく変わりつつある。区においても、特別養護老人ホームや老人保健施設などの需要に対しては、公設公営からサービス供給や経営環境に柔軟性を保てる社会福祉法人等事業者の誘致や支援策を中心とする基盤整備方針への転換が必要である。また、障害者福祉分野においても介護者の高齢化が進む中「親亡き後」対策が急がれているほか、平成 15 年度からの利用制度の導入に伴い、多様な主体による事業展開を促す条件整備が可能となる。

子ども家庭分野では、児童福祉法の改正により保育所に地域子育て支援機能が義務化されるとともに、規制緩和により認可保育所経営への民間事業者の参入が認められるなど施設運営環境に大きな変化が生じつつある。保育事業の今後の展開が休日保育、夜間保育、24 時間保育など公設公営では困難な分野に需要がシフトしつつあることから、公民の役割分担を改めて明確にし、施設体系のあり方を見直すことが必要である。

学校施設においては少子化を背景として地域社会における学校のあり方について論議が生じており、国の教育改革、学校完全 5 日制導入の動向を踏まえ、施設機能の充実が求められている。学校統廃合が進行するに連れ、地域住民のこれからの学校に対する期待や要望は一段と強まることが予想される。とりわけ学級崩壊や非行の低年齢化などへの対応を地域全体で対応して行こうという機運が高まっている。地域に開かれた学校づくりへ向けて施設機能としての学校のあり方という点からも見直しは避けられない。

2 再構築の視点

公共施設の再構築は次のような視点からの見直しを行いつつ、検討することとする。

(1) 施設目的からの検証

- ・当初目的の利用対象者が減少している
- ・当初の固有目的の意義が薄れている
- ・当初の機能が拡大し、他の類似目的施設と機能が重複している

(2) 施設配置からの検証

- ・配置基準に照らし廃止できる
- ・国等の規制方針が変わったため配置の考え方を変更できる
- ・配置基準がないため施設数が増大して見直しが可能である

(3) 見込まれる将来需要からの検証

- ・今後、施設需要量の増加が見込まれる
- ・今後、施設需要の質的变化が見込まれる

(4) 老朽化施設への対策

- ・施設の老朽化が著しく、当面、休止せざるを得ない
- ・施設の老朽化が著しく、早急に、建替えが必要である
- ・施設の老朽化が進み、近い将来、建替えが必要である

(5) 借上げ施設

- ・借上げて整備する必要性が薄れている
- ・借上げ施設を廃止しても他施設で代替が可能である

(6) 施設の管理運営形態からの検証

- ・公設民営への転換が可能である
- ・民設民営型の誘致が可能である
- ・複合施設での管理運営の効率化が可能である
- ・施設業務の民間委託が推進できる
- ・区民の自主管理や運営参加がふさわしい

3 検討に際し留意すべき点

- (1) 区基本計画の考え方を踏まえつつも、策定当時と条件が大きく変化している場合にそのことを考慮し検討すること。
- (2) 施設白書による現状分析を踏まえること。
- (3) 財政健全化計画の示す財政フレームを前提とすること。

4 検討の手順

- (1) 「 2 再構築の視点」により再構築の対象となる施設を示すとともに、再構築の理由、方向を提示する。
- (2) 今後、一定期間内に検討し、結論を出すべき事項については時期を明示して提示する。検討の結果がまとまった段階で改めて、具体的内容を順次、提示する。
- (3) 跡地活用方針については、別途検討のうえ提示する。
- (4) 老朽化施設の休止、閉鎖等の取り扱いについても検討結果を提示する。
- (5) 以上の内容は、財政健全化計画、新生としま改革プラン、ならびに施設整備 4 ヶ年計画（いずれも平成 13 年度から 16 年度までの 4 か年計画）に反映する。

公共施設の再構築（１）

この項では、原則として現在の段階でおおむね平成16年度までに着手するものを中心に再構築の方向を示した。それ以外の施設については、さらに検討を重ねることとし、検討結果がまとまり次第、報告することとする。

この報告で取り上げた施設は次のとおりである。

- 1 コミュニティ・生涯学習施設
- 2 児童館・学童クラブ
- 3 保育園
- 4 スポーツ施設
- 5 図書館
- 6 リサイクル清掃施設

1 コミュニティ・生涯学習施設

【現 状】

社会教育会館・青年館（6か所）

旧基本計画での8館構想に対し6館が整備されている。機会提供、場の提供機能とともに学習情報提供機能、学習相談機能、コーディネート機能を有している。また、登録団体（社会教育団体）への優先利用制度がある。

区民センター（1か所）

ホール、総合展示場を除き、社会教育会館等と同じく室貸し機能が中心である。また、設備の老朽化により使用継続が困難となっている。

勤労福祉会館（1か所）

勤労者のための施設という施設目的と利用の実態が乖離している。体育施設・トレーニング室・ランニングコースを除き、貸し室機能が中心である。

勤労青少年センター（1か所）

集団就職青少年への対応という、開設当初の施設目的は失われている。利用実態は貸し室機能中心となっている。

生活産業プラザ（1か所）

プラザ固有の機能を有しつつ、会議室、研修室、多目的ホールなどの室貸し機能が中心である。

区民集会室（67か所）

区民集会室の設置基準は、本来は「区民集会室を設置する場合には、他の施設と併設する」というものであったが、実際には「施設を建設する際には、区民集会室を併設する」という状況で設置されてきた。旧区基本計画（昭和57年策定）での計画数（目標45カ所、300mに1カ所）を大幅に超過したものとなっている。

ア) 条例化施設（43か所）

平成 12 年度廃止された出張所のうち 7 ヶ所が新たに条例化された。原則として、午前、午後、夜間開放されるが、13 か所は日曜日の夜間は開放されていない。

イ) 開放施設 (24 か所)

ことぶきの家などの会議室を平日の夜間等に集会室として開放している。

学校開放施設 (19 か所)

小学校の教室開放は、平日の午後 4 時以降と学校休業日に区民集会室に準じた利用ができる。

まちづくりセンター (4 か所)

まちづくり事業推進のために、まちづくり協議会の活動拠点となっている。利用団体登録制度があり、事業地区内の居住者には開放されている。平日、夜間とも利用が可能である。

資料 2 集会室機能を持つ現行施設 100 か所配置図

【見直し内容】

集会室機能の再編

社会教育会館、青年館は、それらの持つ生涯学習機能のほかに、地域住民の自主的活動のための、集会室としての場の提供機能を併せもっている。また、勤労福祉会館、勤労青少年センターなどの利用実態も、当初の固有の目的（勤労福祉、勤労青少年対策）から集会室としての場の提供へとその機能が変化してきている。これらの施設の集会室機能は、従来からある区民集会室と共通している。さらに、区民センター、生活産業プラザ、まちづくりセンター、学校開放における開放教室も集会室としての場の提供機能を有する施設として共通している。したがって、これらの集会室機能を持つ現行施設を再確認するとともに、集会室としての配置基準を検討し再編を図る。

集会室の配置基準

地域住民への「場」の提供を目的としていることから、その距離は一般成人はもとより高齢者や子供たちが「近い」と感じ、いつでも気軽に利用できる距離にある必要がある。その場合、徒歩 5 分程度、距離にして約 400m の範囲にあることが望ましい。したがって半径 400m 圏に 1 施設の配置を基準とする。その場合、区全体での最低必要数は 26 ヶ所である。

集会室機能を持つ現行施設の数

社会教育会館、青年館、勤労福祉会館、勤労青少年センター、区民センター、生活産業プラザ、まちづくりセンター、区民集会室（条例施設・開放施設）、学校開放における開放教室など、集会室機能を有する施設の合計数は 100 か所となる。これらの施設はそれぞれ利用時間が異なるが、午前・午後・夜間の 3 コマ利用できる施設は 56 か所にのぼり（日・祝日のみ午前・午後 2 コマ等の施設を含む）、これだけでも配置基準を 30 か所上まわっている。

必要施設の適正配置と過剰施設の削減

本報告の冒頭でも述べているような本区の厳しい財政状況のなかで、集会室は配置基準を

大きく上まわることとなる。そのうち、区民集会室（条例施設）だけをみても現在 43 か所が整備されており、その管理運営には平成 12 年度においても約 1 億 9 千万円近い経費がかかっている。一方で、利用率は平成 11 年度においても全体では 50%を下まわっている(46.53%)。集会室機能を持つ他の施設についても、利用率が 50%前後にとどまっているものが多数ある。

このため、配置基準を大きく上まわる現在の施設数については、大幅な過剰供給状態といえることができる。今後の厳しい財政フレームのなかで、配置数のうえからの集会室のありかたとしては、必要な施設の適正な配置と過剰な施設の削減をすすめ、管理運営経費の圧縮を図る必要がある。

a) 必要施設の適正配置

現行 100 施設を、配置基準に基づく地域バランス、施設の規模等を考慮し、次の 3 つに区分した。

- ・再配置施設 32 か所（資料 2 集会室機能を持つ現行 100 か所配置図 中赤の表示）
社会教育会館等の大型施設及び平日に午前・午後・夜間の 3 コマ開設している施設を、概ね半径 400m 圏で適宜配置したもの。
- ・補完施設 53 か所（資料 2 中黄色の表示）
一部の施設を除き利用時間が夜間のみのため、当面赤表示の施設を補完する施設として位置付ける。
- ・廃止施設 15 か所（資料 2 中緑の表示）
下記 b) 以下の理由で廃止する施設。

b) 過剰施設の削減

ア) 借上げ区民集会室の廃止

借上げの区民集会室 5 ヶ所（**巣鴨第二・巣鴨第三・東池袋第四・目白第二・南長崎第三**）については、当初、不足地域の地元要望や区直営の集会室を建設するコストとの比較などの理由で設置されてきた。しかし、その賃借料等は 5 施設合わせて約 4400 万円にのぼり、経費膨張の大きな要因となっているため廃止する。

なお、**巣鴨第三**については原則廃止とするが、近隣に代替施設が確保されるまでの間存続させるものとする。

南長崎第三については、本委員会において廃止の検討を行ってきたが、平成 12 年第四回定例区議会において廃止条例が可決し、平成 13 年 4 月 1 日から廃止することとなった。

イ) 他施設に併設されていない単独区民集会室（条例施設）の廃止

児童館、ことぶきの家など他施設との併設となっている区民集会室は、複合施設としての管理運営上の効率性や財政効果上からも継続が望ましい。

一方、区民集会室単独の施設は、廃止後に跡地や跡施設の幅広い有効活用を期待することができる。

このため出張所跡で平成 12 年度に条例化された区民集会室のうち、単独施設となっている

6ヶ所（駒込・南池袋第二・池袋本町第三・南長崎第四・長崎第一・要町第三）は廃止する。廃止にあたっては、区政連絡会等区政運営に協力している町会関係団体と代替施設の確保、廃止の時期等について十分協議を行うこととする。

なお、南池袋第二には、現在 400m圏内に代替可能な施設がないため、新設される南池袋小学校の学校開放の実施を待って廃止する。

高田第二については、単独施設ではあるが近隣に代替施設がないため、当面存続させる。

ウ) 親施設の廃止等にもとづく区民集会室の廃止

親施設に併設されている次の区民集会室は、親施設が廃止された場合には同時に廃止するものとする。

- ・中央図書館に併設の東池袋第一（平成 18 年度予定）
- ・南池袋児童館に併設の南池袋第一（平成 16 年度予定）
- ・北部リサイクル・ルーム、文書倉庫に併設の池袋本町第二（平成 17 年度予定）

西池袋第一については、池袋第三小学校の開放事業に組み込むものとし、条例上の区民集会室としては廃止する。（平成 13 年度）

資料 3 廃止する施設とその代替施設参照

集会室機能以外のあり方

ホールや展示場、トレーニングルーム、陶芸室、その他情報提供、相談、コーディネートなど集会室機能以外の機能については、社会教育会館、スポーツ施設、ホール・展示場などの検討の中で別途、そのあり方を検討する。

集会室としての管理運営のあり方

集会室の管理運営についてその共通機能に着目し、庁内情報基盤整備を踏まえ総合的な予約・申し込みシステムの導入など区民サービス向上のため、関係部局により検討を行うこととする。

無料施設の有料化の検討

無料施設の有料化については現在、使用料プロジェクトチームで検討が行われているので、その検討結果を踏まえる。

学校施設開放の充実・拡大

区民の自主的な地域活動を促進していくためには、地域社会の中心をなす学校施設の地域開放機能を拡充していくことが必要である。施設の管理区分等を明確化する、必要な場合には一定の施設整備を行う等の条件整備を進め、利用時間帯の拡大を含め、小学校全校での教室開放等を早急に図ることとする。

勤労青少年センターの廃止

勤労青少年センターについては、社会経済環境の変化に伴い本来目的としている勤労青少年の

利用がほとんどなくなり、大半が一般団体となっているので廃止する。今後は、併設の東部区民事務所所管の施設として位置付け、一般開放する。

区民センターの老朽化への対応

区民センターについては老朽化が著しく、今後は、有料貸出し施設にふさわしい水準を維持できない可能性、及び利用者に対して危険性が発生する可能性がある。全面改修工事には現在の見積もりで約 16 億 7 千万円の工事費を要するが、財政的には当面不可能である。当面、利用者の安全性に十分留意しつつ供用するが、状況によっては一時供用中止も検討する。

2 児童館・学童クラブ

(1) 児童館

【現状】

これまでの配置基準は、1 小学校区 1 館、学童クラブ併設である。現在、児童館 24 館、学童クラブ 27 クラブが配置されている。3 学童クラブは、学校内に単独設置されている。

児童館は、0 歳から 18 歳までを対象とし、小学生を中心に乳幼児親子への子育て支援、中学生対応の強化を含め幅広い事業展開を行っている。

しかしながら、14 歳以下の人口は、平成 12 年には昭和 40 年の 3 分の 1 にまで落ち込んでいる。今後の人口推計からも減少ないし横ばい傾向は免れえない。

利用者数は年間延べ人数から見ると、70 万人前後を推移し横ばい状況であるが、中学生や子育て事業の利用者が漸増傾向にある。児童館 1 日当たり利用者数は、平成 11 年度 104 人となっており、その内訳は、親子が 37% (19 組)、学童クラブが 22%、小学生が 36%、中・高生が 5%となっている。この利用数には年数回のイベントの参加者も含まれていることを考えると日常的な利用者数はさらに下回るものと考えられる。

また、利用者の構成をみても利用の中心である小学生でも学童クラブを含め区立小学校児童数の約 20%、中学生は 4%弱と、対象人口の減少とともに、対象者全体に対する利用率の点からも課題を抱えている。

日々の運営の点からみると、学校休業日を除き、午前は乳幼児親子、午後は小・中学生と時間帯により利用対象が分かるとともに、今後求められる中学生対応のためには、開館時間の延長を検討しなければならない。

平成 11 年度からは、特色ある児童館づくりを目指し、一部の児童館で開館時間を延長するとともに音楽スタジオを整備するなどして中学生の居場所づくりに取り組み一定の成果を上げている。また、小学生の利用の少ないため、乳幼児親子事業を強化し利用者が増えている館もある。従来の 24 館が同一のパターンで運営していく時代から、利用者層の違いに着目しそれぞれのニーズにふさわしい子ども施策と施設のあり方を再構築すべき段階にきていることは明白である。

また、配置の前提となる小学校区が、学校統合の進行により大きく変動するとともに、通学区

域の弾力化により複数の学校の児童が児童館を利用する場面も増えてくることは必至である。

さらに、家庭における養育力の低下に対して、学校も児童館も地域との関係を見直し、地域全体としての教育力・養育力の再生という課題にも取り組みつつある。

これらの点から、学区を前提にした児童館配置という現在の配置基準を改め、地域における子ども家庭支援の拠点施設として位置付けなおす必要がある。

さらに、施設白書や人事白書でも指摘しているとおり、豊島区の児童館の施設数及び職員数は23区でもトップクラスにあり、とりわけ、職員数は財政調整算定基準人数を50%以上超過している実態がある。区全体が行革に取り組んでいる中で児童館職員数の適正化は避けて通れない課題である。

【見直し内容】

地域子ども家庭支援の拠点施設としての位置付け

現在の児童館は、小学生を中心とする子どもの遊び場、健全育成機能、乳幼児親子の遊び場、子育て支援機能、地域青少年団体などとの連携による地域活動の拠点機能が中心である。

これらの機能のうち、遊び場としての場の提供機能については、児童館のみならず公園・児童遊園をはじめ、学校の地域開放などにより提供されている。乳幼児向けには今後、保育園の園庭・施設の地域開放を充実することとなっている。このため、遊び場機能の確保の観点からは、現行の児童館配置や数について見直すことは可能である。

一方、健全育成機能は、児童館内での職員による指導を通じた育成とともに、地域住民による活動を通じた育成が合わせて行われている。この機能については、児童館職員の力だけで確保していくのではなく、地域の養育力・教育力の強化の問題として地域の区民を中心として、私立を含む学校、幼稚園、保育園、さらには新設される子ども家庭支援センターを含め、関係施設が連携し取り組む課題である。児童館職員はこうした地域連携の調整役としての役割を果たすことに徹すべきである。このため、育成機能、子育て支援機能確保の観点からは、児童館は地域を基本とした配置基準を確立することが望ましい。

以上の観点から、これまでの1小学校区1児童館という配置基準を見直し、今後は、地域を単位とした児童館配置とする。

地域を単位とする児童館の再配置・再構築

地域を単位とする児童館配置を基本とする場合、その地域をどのような単位とするかについては二つの観点から検討する必要がある。

その一つは児童館を利用する子どもの利用距離である。児童館の設置基準は、国・都ともに歩いて通える距離となっていて、特に利用距離が定められてはいないが、都は区市町村児童館の設置目標を2小学校区に1館（S49,地区児童館設置運営要領）としている。現在の24館で見ると平均半径415mであり、23区平均639mに比べるとかなり至近距離にあり、23区中第1位となっている。小学校低学年や乳幼児親子連れでも歩いて来館できる距離は600mほどが適当な距離と思われる。利用距離600mで豊島区の児童館数を算出すると13館になる。しかし、現在の児童館配置を踏まえ13館に再配置した場合、利用距離が600mを超える地域が生じるため、これを調整した上での実際の配置数は当面、17館が妥当と考えられる。

地域の単位についての二つ目の観点は、地域活動のエリアをどのように定めるのかという点である。豊島区の地域活動の単位は従来から 12 地区を基本としている。とりわけ地域における児童の育成活動に取り組む青少年育成委員会も 12 地区ごとに組織されていることにも配慮することが必要である。

小学校の統合による施設の廃止

新たな配置基準による再配置の具体的検討に先立ち、次の 3 館については、学校統合を踏まえ現行基準からみても過剰となるため廃止することとする。

【南池袋児童館】

日出、雑司谷、高田の三小学校統合に伴い、平成 14 年度から南池袋児童館を廃止する。ただし、学童クラブについては、南池袋児童館跡施設において平成 15 年度まで存続させる。

【要町第二児童館】

千川、大成小学校の統合に伴い、平成 14 年度から要町第二児童館を廃止し学童クラブを長崎第一児童館に統合する。

【池袋第一児童館】

大明、池袋第五小学校の統合に伴い、平成 17 年度から池袋第一児童館を廃止し学童クラブを池袋第二児童館に統合する

借上げを止めることにより廃止する施設

借上げ施設については原則廃止するとの方針に基づき、**巣鴨第二児童館**の借上げを廃止する。児童館の存廃、廃止時期、学童クラブの移転先等については、新たな配置基準による再配置の具体的検討の中で取り扱う。

資料 4 小学校統合及び借上げ廃止により廃止する児童館参照

中高生の居場所づくり

児童館は児童福祉法上、0 歳から 18 歳までを対象とする児童厚生施設であるが、現実には中高生が利用する施設としては機能的には不十分であり、利用率も利用者の 5%程度である。中高生の居場所づくりについて行政として取り組み始めたのは極めて最近のことである。豊島区でも平成 11 年度から開館時間の延長や音楽室の防音化などにより中高生の利用しやすい環境づくりに着手してきたばかりである。これらの整備だけでも利用者は増えており、今後、中高生への対応は不可欠な課題であることが分かる。

学校における課外活動の今後のあり方にも関連するが、学校外に中高生主体の居場所を提供することにより、地域社会に溶け込み、世代を超えた交流の中で社会性を身に付け社会の一員として自立していく場を確保することを検討する。

(2) 学童クラブ

【現 状】

学童クラブは、児童福祉法上、放課後児童健全育成事業として第二種社会福祉事業に位置付けられている。

区内には現在、公設公営 27 クラブがあり、このうち 24 クラブが児童館内に、3 クラブが学校敷地内に設置されている。在籍児童は小学校 1 年生から 3 年生までで約 1,000 人にのぼっている。

また、障害児については 6 年生まで、おおむね 1 クラブ 2 名までの受け入れを行っているが年々増加の傾向にある。

【見直し内容】

学童クラブ設置基準の見直し

学童クラブの設置場所についてはこれまで、1 小学校 1 クラブを基準に児童館内設置を原則としてきたが、地域を単位とする新たな児童館配置基準のもとで、児童館内に設置するのか、学校内に設置するのか、また、1 小学校・1 クラブ配置基準の是非、クラブの運営のあり方、とりわけ職員配置のあり方などの検討が必要である。

障害児の放課後対策の検討

また、障害児の放課後対策を現状のように学童クラブに全面的に依存することの是非については、学校内の障害児学級、養護学校の放課後対策、地域社会における障害児支援など幅広い観点からの検討が求められる。

小学校統合による児童館廃止と学童クラブの統合

小学校の統合による児童館の廃止に伴う学童クラブの取り扱いは次のとおりとする。

【南池袋児童館学童クラブと雑司が谷児童館学童クラブ】

平成 16 年度から統合する。統合後の学童クラブの設置場所については主管部局で早急に検討を具体化する。

【要町第二児童館学童クラブと長崎第一児童館学童クラブ】

平成 14 年度から統合する。統合後は、長崎第一児童館にクラブを設置する。

【池袋第一児童館学童クラブと池袋第二児童館学童クラブ】

平成 17 年度から統合する。統合後は、池袋第二児童館にクラブを設置する。

3 保 育 園

【現 状】

平成 12 年度、国認可の保育所は私立 6 園とあわせて 34 園、定員数 3,191 名となっている。このほかに、都制度の保育室が 3 か所、民間事業者による保育所が 12 か所ある。

本区においては、昭和 40 年代、50 年代を中心に、区立保育園の施設整備が拡充された反面、最

高時 11 園あった私立保育園は過去 5 園廃園となっている。この間本区の保育行政は、あらゆる面で 2 3 区でもトップレベルを維持してきた。また、平成 13 年度の区立 4 園廃園後も、年度当初の待機児は極めて少ないものと推測される。

しかしながら、年度途中における 0、1 歳児を中心とする待機者は 100 名を上回るため、この点について別途対策が求められている。

また、区外居住者の利用は過去最高時には区立で 350 名近くにも上っていたが、区立においては 0、1 歳児の半年入園制限を行ったため、現在は廃園に向けての当初目的である受託児半減を達成しつつある。しかしながら私立では利用制限を行っていないこともあり、定員の約 40%を区外利用が占めている。

近時、国による民間事業者の認可保育所経営参入を認める規制緩和、無認可保育所にかかわる都の認証保育制度の創設、保育所と幼稚園との間の幼保一元化促進による幼稚園における保育事業の促進など保育サービスの提供主体の多様化が急速に進行している。

区立保育園については今後、多様化する保育需要への対応、児童福祉法により努力義務とされている地域子育て支援機能の充実などの課題に応えるため、多様化する保育サービス提供主体の中での独自の役割を明確にする必要がある。

また、今後相次いで老朽化する園や保育環境の悪い園の建替えの計画化をしていくことも必要である。

【見直し内容】

民間との役割分担の明確化

国の規制緩和による認可保育所経営への民間参入、都の無認可保育所にかかわる認証保育所制度の創設、幼保一元化の進行などにより、保育サービス提供主体の多様化は急速に進行している。公設公営、公設民営、民設民営などの認可保育所、都補助の無認可保育所など設置主体、経営形態の差異によるそれぞれの保育所の役割分担を整理、明確化する。

区立保育園の民営化の推進

今後、保育需要は延長、休日、夜間、一時保育などますます多様化することが予想される。こうしたニーズに柔軟に対応していくためには直営の運営形態では費用対効果や、職員の勤務条件の点などから限界がある。また、新たな財政フレームの下では、直営でのコスト負担は極めて厳しいものがある。このため、保育サービス供給主体の多様化に伴う相互間の役割分担を明確にしつつ、社会福祉法人の誘致などにより段階的に民営化を推進することとする。

地域子育て支援機能の充実

児童福祉法で保育所の努力義務とされている在宅乳幼児親子に対する子育て支援機能については、各保育園での地域開放事業を強化するとともに、平成 13 年度に設立予定の子ども家庭支援センターとの連携を図りつつ、園舎の建替えなどの機会に地域交流スペース等地域子育て支援機能を担保する施設の整備を合わせて図るものとする。

老朽化する園舎の建替えと施設整備計画の策定

老朽化が進んだ園や環境の悪い園の建替え等に向け、他施設との合築なども含めた施設整備計画を早期に策定することとする。この際、子ども家庭支援センターの配置、児童館再配置等関連施設との調整に留意する。

4 スポーツ施設

【現 状】

現在、体育館は豊島、巣鴨、雑司が谷の3館、プールは屋外50mの豊島、屋内25mの巣鴨（巣鴨体育館内）、西池袋、雑司が谷（雑司が谷体育館内）、池袋スポーツセンターの5か所、屋外運動場は総合、西巣鴨、三芳（区外）、荒川（区外）の4か所である。

このうち、昭和40年代に整備した施設の老朽化が進行し、財政難の中で改修も困難な状況が続いている。

豊島プール（昭和40年開設）は、老朽化が著しく、特にろ過装置に支障を来たしる過能力が極端に低下していること、循環パイプが錆や腐食により目詰まりし清掃もできない状態にあること、プール本体の老朽化も著しいことなどのため平成12年度から使用を休止している。

豊島体育館（昭和42年開設）も雨漏り、給排水管の老朽化、耐震性の問題など、建替えが必要であると判断されているが、財政難のため困難な状況である。現在地への建替えは第1種低層住居専用地域に指定されており施設建設には各種制約がある。

巣鴨体育館（昭和47年開設）については、平成5年度に大規模改修を行ったが、雨漏り等の不具合は解消されていないなど老朽化が進行している。また、建替えについても第1種中高層住居専用地域に指定されており、施設の建築には各種の規制があるとともに、前面道路が狭く駐車、駐輪等をめぐって近隣住民とのトラブルも頻発している。

西巣鴨体育場（昭和59年開設）は、平成3年、体育館建設計画が近隣住民の同意を得られず、暫定的利用となっている。

総合体育場管理棟（昭和42年開設）は、開設以来、主な改修はなく、老朽化による雨漏りなどが目立ち、部分的補修でしのいでいる状況にある。

【見直し内容】

区ではスポーツ振興法に基づくスポーツ振興計画を平成13年度に策定する予定である。地域総合スポーツクラブ制度の導入など新たなスポーツ振興策の確立が求められている。

このため、今後の区スポーツ施設の配置方針についてはこの計画策定を踏まえ決定するものとする。豊島プール、豊島体育館、巣鴨体育館などの今後の方向については、計画策定の中で改めて決定することとする。

ただし、利用者の安全の観点、財政上の観点から、各施設の老朽度により危険と判断した場合には、一時使用中止することとする。

5 図書館

【現 状】

図書館の配置

中央図書館及び地域館（駒込、巣鴨、雑司ヶ谷、千早、目白、池袋、上池袋）の8館を整備し、施設の数としては、都区財調基準や他区の状況と比較しても相当高い水準で区民の需要を満たしている。また、区境に近い図書館では近接区との相互利用も可能であり、今後の配置のあり方を検討する際にはこの点に留意する必要がある。

これからの図書館機能

情報化の進展に伴う図書館機能の果たす役割の変化、生涯学習機能との連携など新たな時代の図書館のあり方が問われている。

図書館の管理運営

図書館では非常勤職員制度の導入により開館時間延長が実施されているが、今後さらなるサービスの向上が期待される。このため、非常勤職員制度の拡充、社会教育会館との併設による管理運営の一体化などより柔軟でかつ費用対効果の高い経営に努める必要がある。

中央図書館

元来民間ビルであったものを、昭和54年開設当時に増改築したものである。老朽化が著しく、耐震性にも問題を抱えている。また、中央館としては狭隘なため、平成18年度竣工予定の東池袋4丁目再開発ビルに移転する予定である。

巣鴨図書館

昭和43年開設。著しく老朽化が進んでいるが、建築基準法上、既存不適格のため、構造的な大規模改修は不可能である。

【見直し内容】

中央図書館

現在の中央図書館については、東池袋4丁目再開発ビル内に移転する。移転後の跡地については売却する。

巣鴨図書館

老朽化の著しい巣鴨図書館については、状況によっては、一時休止を検討する。

社会教育会館との一体的運営の検討

多様なニーズに柔軟に対応できるよう、社会教育会館との一体的運営と機能の統合を検討する。当面は、連携のための条件が比較的整っている施設から順次、具体的な検討をはじめるとする。

6 リサイクル・清掃施設

【現 状】

区が運営するリサイクル施設は、衣類・日用品等を扱う東部（東部区民事務所内）・西部（西部区民事務所内）・北部（池袋本町 1-40）リサイクル・ルームの 3 か所及び家具・電気製品等の大型品を扱う大型品リサイクルひろば（生活産業プラザ内）、豊島リサイクルセンター（北大塚 3-29）の 2 か所の計 5 か所である。

リサイクル・ルームは、リサイクル事業の普及・啓発を目的に開始された。中古・不用品の有効活用を促進する実質的な目的もあるが、衣類・日用品等については現在、民間のリサイクルショップが区内にも 56 か所あり、また、区民の自主的なフリーマーケット方式による流通も盛んである。このような状況で行政が直接、リサイクルショップを設ける意義は薄れてきている。

また、家具や電気製品などの大型品リサイクルは、資源の実質的な有効活用を区民と区民の間に立って仲立ちをする役割をもつ大型品リサイクルひろばと清掃事業を通じて回収した大型品の有効活用を図る豊島リサイクルセンターを有している。大型品についても民間市場が形成されているため、行政が直接関与する意義は薄れ、また、平成 13 年度から「家電リサイクル法」が施行され、新たなシステムにより一部家電製品のリサイクルが開始される状況にある。

【見直し内容】

衣類や日用品のリサイクルについては、区民のフリーマーケット方式による交換を主体とし、区はマーケット会場の場所提供に役割を限定することとするが、当面、リサイクル活動の啓発・普及の趣旨を生かし、東部、西部、北部ルームを廃止し、生活産業プラザ内に 1 か所統合し存続する。

また、大型品については、2 か所を統合し 1 か所とする。

具体的には、平成 16 年度竣工予定の清掃合同庁舎内にリサイクルセンターを 1 か所、生活産業プラザ大型品リサイクルひろば跡に、統合後のリサイクル・ルームを設置する。

今後検討対象とすべき施設

下記の施設については、今後できるだけ早い時機に検討する。

- 1 高齢者施設
- 2 障害者施設
- 3 保健施設
- 4 男女平等推進センター
- 5 社会教育会館・青年館
- 6 公園

統廃合決定及び計画施設一覧

(矢印は施設存続期間)

平成12年12月12日現在

名称	年度	住 所	面積 ㎡	延床面積 ㎡	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	備 考
小・中学校	平和小学校	千早2 - 39 - 3	6,095.97	3,195.00	▶	(西部区民事務所、埋蔵文化財収納室等暫定利用)								
	雑司谷小学校	南池3 - 7 - 1	4,687.07	3,575.00	▶	▶								
	日出小学校	南池2 - 45 - 1	5,596.31	3,194.00	▶	▶								
	朝日中学校	西巢4 - 9 - 1	5,333.62	3,003.00	▶	▶								
	千川小学校	要町3 - 54 - 16	10,159.33	3,344.00	▶		▶							
	時習小学校	東池2 - 51 - 4	7,971.47	4,344.00	▶			▶						
	高田小学校	雑司2 - 12 - 1	7,502.79	3,617.00	▶				▶					
	大明小学校	池袋3 - 30 - 8	8,123.15	3,636.00	▶					▶				
	千早中学校	長崎5 - 31 - 29	9,961.01	4,387.00	▶							▶		
保育園	巢鴨第二保育園(母子住宅併設)	南大2 - 9 - 1	270.54	▶	(都住宅局へ返還)								
	西巢鴨第一保育園	北大3 - 12 - 12	974.37	599.28	▶	(東部子ども家庭支援センター開設予定)								
	池袋第四保育園	池袋4 - 15 - 10	1,049.41	684.55	▶	(保健福祉部関係施設転用検討中)								
	千早第二保育園	千早4 - 6 - 14	1,155.86	711.82	▶	(西部子ども家庭支援センター開設予定)								
授産場	池本1 - 6 - 12	404.00	412.35	▶	(介護予防拠点)									
旧出張所	第1出張所	巢鴨3 - 13 - 12	671.90	202.15	▶	(区民集会室として条例化)								巢鴨第一児童館併設
	第2出張所	東池袋2 - 55 - 6	661.78	322.82	▶	(シルバー人材センター作業室に転用)								豊島区シルバー人材センター併設
	第3出張所	池袋2 - 35 - 5	156.61	▶	(区民集会室として条例化)								青年館併設
	第4出張所	南池3 - 16 - 10	158.03	366.07	▶	(区民集会室として条例化)								
	第5出張所(目白厚生会館)	目白1 - 7 - 11	431.80	▶	12年度 売却済								
	第6出張所	長崎2 - 27 - 18	420.84	▶	(区民集会室として条例化)								長崎ことぶきの家、長崎第一豊寿園併設
	第7出張所	南長4 - 29 - 10	416.23	423.70	▶	(区民集会室として条例化)								
	第8出張所	長崎4 - 45 - 6	348.91	190.73	▶	(区民集会室として条例化)								
	第9出張所	要町1 - 49 - 10	330.79	339.95	▶	(区民集会室として条例化)								
	第10出張所	駒込4 - 12 - 3	276.09	346.09	▶	(区民集会室として条例化)								
	第11出張所	池本1 - 12 - 5	429.90	353.35	▶	(区民集会室として条例化)								民有地70.35㎡
	第12出張所	南大塚2 - 36 - 1	364.90	▶	(区民集会室として条例化)								南大塚ことぶきの家、南大塚児童館併設
売却	高麗清流園	日高市横手373	16,046.29	1,706.87	▶	(売却手続中)								
	豊島荘	熱海市水口町2 - 20 - 2	492.27	781.59	▶	(売却手続中)								

この他、平成12年第四回定例区議会において南長崎第三区民集会室の廃止条例が可決され、平成13年4月1日より廃止することとなっている。

集会室機能を持つ現行施設100か所配置図

△ = 小学校開放施設

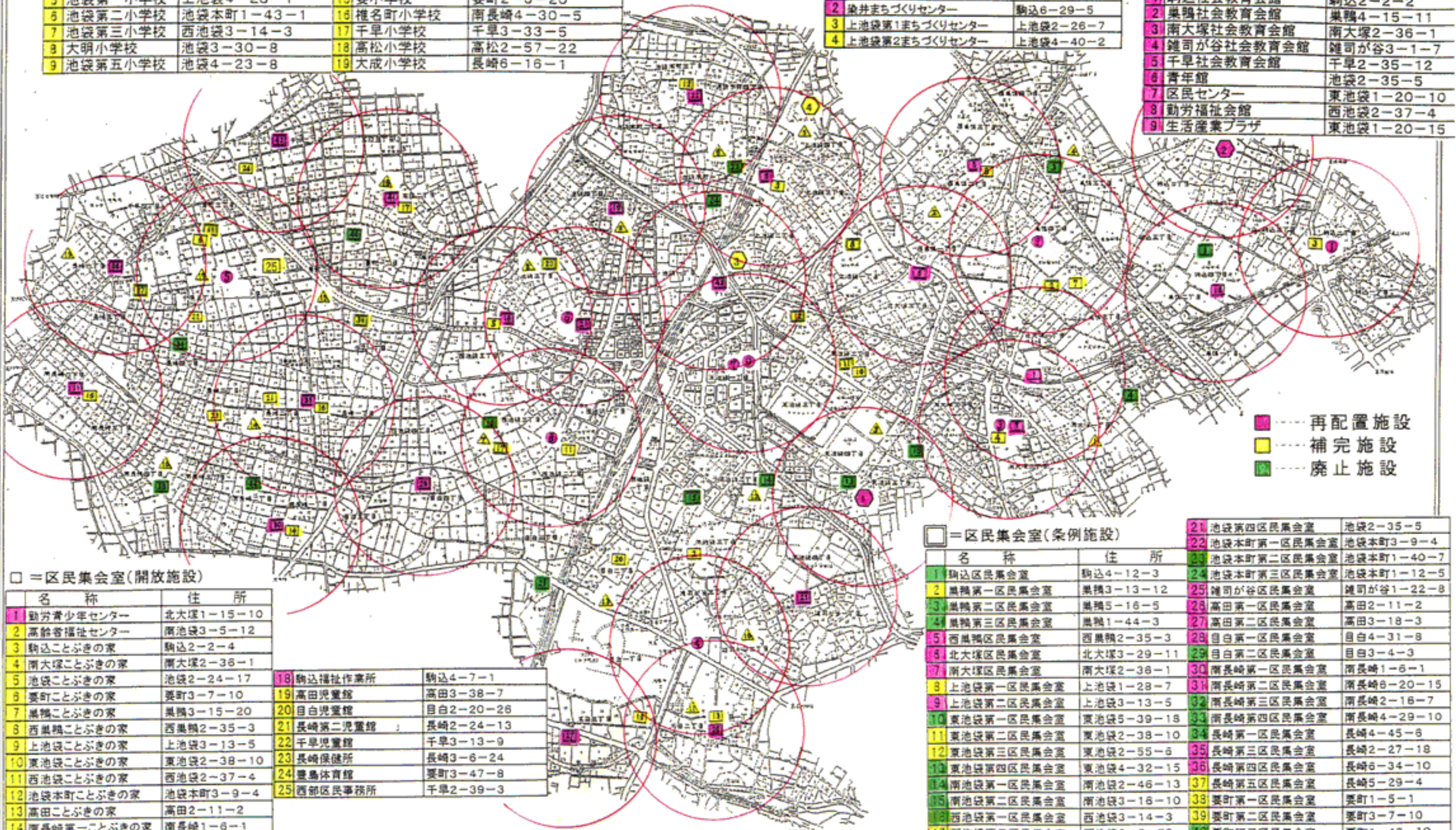
名称	住所	名称	住所
1 巣鴨小学校	南大塚1-24-10	10 高田小学校	雑司が谷2-12-1
2 西巣鴨小学校	西巣鴨1-27-1	11 高南小学校	高田2-12-7
3 大塚台小学校	東池袋4-40-1	12 日出小学校	南池袋2-45-1
4 朝日小学校	巣鴨5-33-1	13 目白小学校	目白2-11-6
5 池袋第一小学校	上池袋4-28-1	14 長崎小学校	長崎2-6-3
6 池袋第二小学校	池袋本町1-43-1	15 要小学校	要町2-3-20
7 池袋第三小学校	西池袋3-14-3	16 椎名町小学校	南長崎4-30-5
8 大明小学校	池袋3-30-8	17 千早小学校	千早3-33-5
9 池袋第五小学校	池袋4-23-8	18 高松小学校	高松2-57-22
		19 大成小学校	長崎6-16-1

○ = まちづくりセンター

名称	住所
1 東池袋4・5丁目まちづくりセンター	東池袋5-13-8
2 池井まちづくりセンター	駒込6-29-5
3 上池袋第1まちづくりセンター	上池袋2-26-7
4 上池袋第2まちづくりセンター	上池袋4-40-2

○ = 社会教育会館・青年館、区民センター
勤労福祉会館、生活産業プラザ

名称	住所
1 駒込社会教育会館	駒込2-2-2
2 巣鴨社会教育会館	巣鴨4-15-11
3 南大塚社会教育会館	南大塚2-36-1
4 雑司が谷社会教育会館	雑司が谷3-1-7
5 千早社会教育会館	千早2-35-12
6 青年館	池袋2-35-5
7 区民センター	東池袋1-20-10
8 勤労福祉会館	西池袋2-37-4
9 生活産業プラザ	東池袋1-20-15



■ 再配置施設
■ 補完施設
■ 廃止施設

□ = 区民集会室(開放施設)

名称	住所	名称	住所
1 勤労青少年センター	北大塚1-15-10	18 駒込福祉作業所	駒込4-7-1
2 高齢者福祉センター	南池袋3-5-12	19 高田児童館	高田3-38-7
3 駒込ことぶきの家	駒込2-2-4	20 目白児童館	目白2-20-26
4 南大塚ことぶきの家	南大塚2-36-1	21 長崎第二児童館	長崎2-24-13
5 池袋ことぶきの家	池袋2-24-17	22 千早児童館	千早3-13-9
6 要町ことぶきの家	要町3-7-10	23 長崎保健所	長崎3-6-24
7 巣鴨ことぶきの家	巣鴨3-15-20	24 豊島体育館	要町3-47-8
8 西巣鴨ことぶきの家	西巣鴨2-35-3	25 西部区民事務所	千早2-39-3
9 上池袋ことぶきの家	上池袋3-13-5		
10 東池袋ことぶきの家	東池袋2-38-10		
11 西池袋ことぶきの家	西池袋2-37-4		
12 池袋本町ことぶきの家	池袋本町3-9-4		
13 高田ことぶきの家	高田2-11-2		
14 南長崎第一ことぶきの家	南長崎1-6-1		
15 南長崎第二ことぶきの家	南長崎6-20-15		
16 長崎ことぶきの家	長崎2-27-18		
17 高松ことぶきの家	高松2-25-9		

□ = 区民集会室(条例施設)

名称	住所	名称	住所
1 駒込区民集会室	駒込4-12-3	21 池袋第四区民集会室	池袋2-35-5
2 巣鴨第一区民集会室	巣鴨3-13-12	22 池袋本町第一区民集会室	池袋本町3-9-4
3 巣鴨第二区民集会室	巣鴨5-16-5	23 池袋本町第二区民集会室	池袋本町1-40-7
4 巣鴨第三区民集会室	巣鴨1-44-3	24 池袋本町第三区民集会室	池袋本町1-12-5
5 西巣鴨区民集会室	西巣鴨2-35-3	25 雑司が谷区民集会室	雑司が谷1-22-8
6 北大塚区民集会室	北大塚3-29-11	26 高田第一区民集会室	高田2-11-2
7 南大塚区民集会室	南大塚2-36-1	27 高田第二区民集会室	高田3-18-3
8 上池袋第一区民集会室	上池袋1-28-7	28 目白第一区民集会室	目白4-31-8
9 上池袋第二区民集会室	上池袋3-13-5	29 目白第二区民集会室	目白3-4-3
10 東池袋第一区民集会室	東池袋5-39-18	30 南長崎第一区民集会室	南長崎1-6-1
11 東池袋第二区民集会室	東池袋2-38-10	31 南長崎第二区民集会室	南長崎6-20-15
12 東池袋第三区民集会室	東池袋2-55-6	32 南長崎第三区民集会室	南長崎2-16-7
13 東池袋第四区民集会室	東池袋4-32-15	33 南長崎第四区民集会室	南長崎4-29-10
14 南池袋第一区民集会室	南池袋2-46-13	34 長崎第一区民集会室	長崎4-45-6
15 南池袋第二区民集会室	南池袋3-16-10	35 長崎第三区民集会室	長崎2-27-18
16 西池袋第一区民集会室	西池袋3-14-3	36 長崎第四区民集会室	長崎6-34-10
17 西池袋第二区民集会室	西池袋3-8-20	37 長崎第五区民集会室	長崎5-29-4
18 池袋第一区民集会室	池袋2-24-17	38 要町第一区民集会室	要町1-5-1
19 池袋第二区民集会室	池袋4-21-10	39 要町第二区民集会室	要町3-7-10
20 池袋第三区民集会室	池袋3-29-10	40 要町第三区民集会室	要町1-49-10
		41 高松区民集会室	高松2-25-9
		42 千川区民集会室	千川2-9-10
		43 上池袋コミュニティセンター	上池袋2-5-1

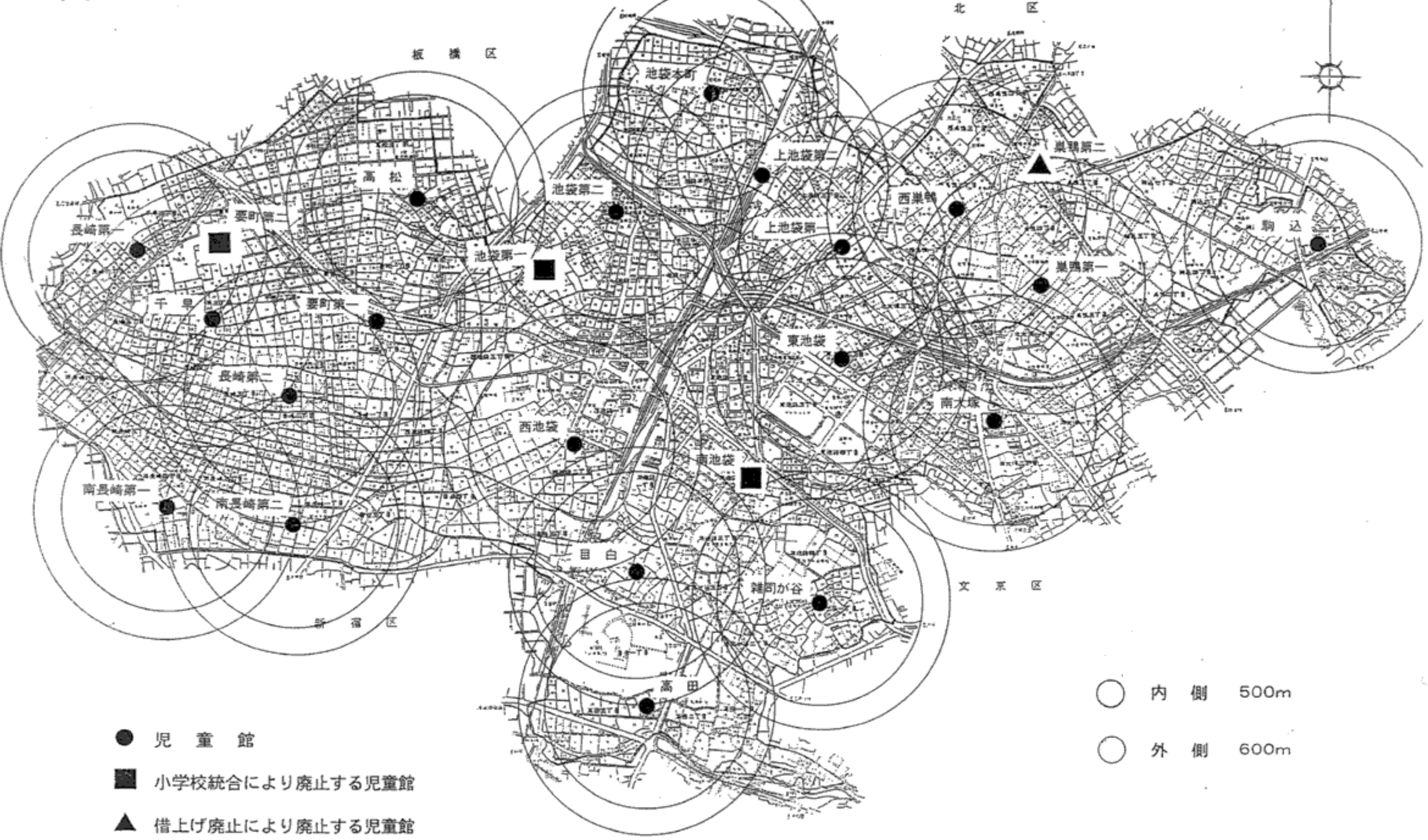
廃止する集会室とその代替施設

	廃止施設	代替施設		施設種別	利用時間帯		備 考	
		施設名	部屋状況		平日	休日		
1	駒込区民集会室 (旧第10出張所)	和5 洋2 4	染井まちづくりセンター	洋・和 洋60・36・24・10 和20	まちづくりセンタ	前・後・夜	前・後・夜	月・祝休
			駒込社会教育会館		社会教育会館	前・後・夜	前・後・夜	
			巣鴨第一区民集会室	洋25 和45	条例施設	前・後・夜	前・後・夜	
			駒込福祉作業所	洋80	開放施設	前・後・夜	前・後	
2	巣鴨第二区民集会室 (借上げ)	洋2 5 和3 5	西巣鴨区民集会室	洋50	条例施設	前・後・夜	前・後	
			巣鴨社会教育会館	会20・24・36 多ホ90	社会教育会館	前・後・夜	前・後・夜	
			朝日小学校	2室	小学校開放施設	夜	前・後・夜	平日4時から
3	巣鴨第三区民集会室 (借上げ)	和6 0	巣鴨小学校	3室	小学校開放施設	夜	前・後・夜	平日4時から
4	東池袋第一区民集会室 (中央図書館併設)	洋6 0	東池袋第二区民集会室	洋45	条例施設	前・後・夜	前・後	
			南大塚社会教育会館	会80・30・24・和24	条例施設	前・後・夜	前・後・夜	
			大塚台小学校	和・会・多ル	小学校開放施設	夜	前・後・夜	平日4時から
			東池袋4・5丁目まちづくりセン	和	まちづくりセンタ	前・後・夜	前・後・夜	
5	東池袋第四区民集会室 (借上げ)	洋5 5 和2 5	大塚台小学校	和・会・多ル	小学校開放施設	夜	前・後・夜	平日4時から
			雑司が谷区民集会室	和18・35	条例施設	前・後・夜	前・後・夜	
			東池袋4・5丁目まちづくりセン	和	まちづくりセンタ	前・後・夜	前・後・夜	
6	南池袋第一区民集会室 (南池袋児童館併設)	洋3 0	生活産業プラザ	多ホ81 会36・36 研修24・	社会教育会館等	前・後・夜	前・後・夜	
			東池袋第二区民集会室	洋45	条例施設	前・後・夜	前・後・夜	
			雑司が谷区民集会室	和18・35	条例施設	前・後・夜	前・後・夜	
7	南池袋第二区民集会室 (旧第4出張所)	洋3 5 和1 5 洋2 4	生活産業プラザ	多ホ81 会36・36 研修24・	社会教育会館等	前・後・夜	前・後	
			雑司が谷社会教育会館	会36・63・63 和30 多ホ1	社会教育会館	前・後・夜	前・後・夜	
			高齢者福祉センター	和60	開放施設	夜		

8	西池袋第一区民集会室 (池袋第三小学校併設)	和2 5	勤労福祉会館	洋130・50× 2・30×4・2	社会教育会館等	前・後・夜	前・後・夜	
			目白第一区民集会室	洋50	条例施設	前・後・夜	前・後	
9	池袋本町第二区民集会室	洋70 和18	上池袋第二区民集会室	洋45	条例施設	前・後・夜	前・後	
			池袋本町第一区民集会室	洋60	条例施設	前・後・夜	前・後	
			上池袋コミュニティセン	洋96・22和5	条例施設	前・後・夜	前・後・夜	
10	池袋本町第三区民集会室 (旧第11出張所)	洋10 和5 洋24	上池袋第二区民集会室	洋45	条例施設	前・後・夜	前・後	
			池袋本町第一区民集会室	洋60	条例施設	前・後・夜	前・後	
			上池袋コミュニティセン	洋96・22和5	条例施設	前・後・夜	前・後・夜	
11	目白第二区民集会室 (借上げ)	洋55	目白児童館	和40	開放施設	夜		
			目白第一区民集会室	洋50	条例施設	前・後・夜	前・後	
			雑司が谷社会教育会館	会36・63・6 3和30多ホ1	社会教育会館	前・後・夜	前・後・夜	
12	南長崎第四区民集会室 (旧第七出張所)	洋20 洋24	南長崎第一区民集会室	洋30	条例施設	前・後・夜	前・後	
			南長崎第二区民集会室	洋45	条例施設	前・後・夜	前・後	
			椎名町小学校	ホ・和・図・音	小学校開放施設	夜	前・後・夜	平日4時から
13	長崎第一区民集会室 (旧第8出張所)	洋20 和5 洋24	千早児童館	和30	開放施設	夜		
			南長崎第二区民集会室	洋45	条例施設	前・後・夜	前・後	
			長崎第四区民集会室	洋55和20	条例施設	前・後・夜	前・後・夜	
			長崎第四区民集会室	洋35和25	条例施設	前・後・夜	前・後・夜	
14	要町第三区民集会室 (旧第9出張所)	洋15 和4 洋24	高松区民集会室	洋40	条例施設	前・後・夜	前・後	
			千川区民集会室	洋75	条例施設	前・後・夜	前・後・夜	
			要町第一区民集会室	洋30和60	条例施設	前・後・夜	前・後・夜	
			西部区民事務所	会	区民事務所	前・後・夜	前・後・夜	

このほか、平成12年第四回定例区議会において南長崎第三区民集会室の廃止条例が可決され、平成13年4月1日より廃止することとなっている。

小学校統廃合及び借上げ廃止により廃止する児童館



- 児童館
- 小学校統合により廃止する児童館
- ▲ 借上げ廃止により廃止する児童館

- 内側 500m
- 外側 600m

第一次報告「公共施設の再構築(1)」による統廃合施設一覧

N O	施設名	統廃合	理由	年度
1	巣鴨第二区民集会室	廃止	借上げ	
2	巣鴨第三区民集会室	廃止	借上げ	
3	東池袋第四区民集会室	廃止	借上げ	
4	目白第二区民集会室	廃止	借上げ	
5	南長崎第三区民集会室	廃止	借上げ	H13から
6	駒込区民集会室	廃止	単独施設	
7	南池袋第二区民集会室	廃止	単独施設	
8	池袋本町第三区民集会室	廃止	単独施設	
9	南長崎第四区民集会室	廃止	単独施設	
10	長崎第一区民集会室	廃止	単独施設	
11	要町第三区民集会室	廃止	単独施設	
12	東池袋第一区民集会室	廃止	親施設（中央図書館）の 廃止	H 1 8 から
13	南池袋第一区民集会室	廃止	親施設（南池袋児童館） の廃止	H 1 6 から
14	池袋本町第二区民集会室	廃止	親施設（北部リサイクルルーム・ 文書倉庫）の統合による 廃止等	H 1 7 から
15	西池袋第一区民集会室	廃止	学校開放に組み込み	H 1 3 から
16	勤労青少年センター	廃止	利用実態の、本来目的から の変化	H 1 3 から
17	南池袋児童館	廃止	3 小学校（日出、雑司 谷、高田）の統合	H 1 4 から
18	要町第二児童館	廃止	2 小学校（千川、大成） の統合	H 1 4 から
19	池袋第一児童館	廃止	2 小学校（大明、池袋第 五）の統合	H 1 7 から
20	巣鴨第二児童館	廃止	借上げ	
21	東部リサイクル・ルーム	廃止	清掃合同庁舎竣工時統合	H 1 7 から
22	西部リサイクル・ルーム	廃止	清掃合同庁舎竣工時統合	H 1 7 から
23	北部リサイクル・ルーム	廃止	清掃合同庁舎竣工時統合	H 1 7 から
24	豊島リサイクルセンター	廃止	清掃合同庁舎竣工時統合	H 1 7 から

豊島区公共施設の再構築推進検討委員会委員名簿

	構成	職名	氏名
1	委員長	政策経営部長	水島正彦
2	副委員長	都市整備部長	荒井正典
3	委員	政策経営部企画課長	郡司信興
4	委員	政策経営部財政課長	斎藤賢司
5	委員	総務部経理課長	首藤八喜雄
6	委員	区民部地域文化課長	島本 清
7	委員	清掃環境部計画管理課長	山中利道
8	委員	保健福祉部管理調整課長	森 茂男
9	委員	保健福祉部地域保健課長	吉川彰宏
10	委員	子ども家庭部青少年課長	藤沢愛子
11	委員	都市整備部都市計画課長	増田良勝
12	委員	土木部公園緑地課長	上村彰雄
13	委員	教育委員会事務局庶務課長	岡田正気

豊島区公共施設の再構築推進検討委員会開催経過

回	年月日	検討内容等
1	平成12年6月2日	(1) 廃校（雑小、朝日中、日出小）跡地の活用について (2) 廃園保育園（4園）の跡地活用について (3) その他
2	平成12年7月25日	(1) コミュニティ施設（区民集会室、社会教育会館等）の再構築について (2) 出張所（区民集会室等）の活用について (3) その他
3	平成12年8月2日	(1) 福祉施設整備計画と評価 (2) 公園整備のあり方 (3) スポーツ施設のあり方 (4) その他
4	平成12年8月10日	(1) 子ども家庭施設のあり方 (2) 第一次報告書「公共施設の再構築と跡地利用」(構成案) (3) コミュニティ施設のあり方 (4) その他
5	平成12年8月24日	(1) 公共施設の再構築の方向について (2) その他
6	平成12年8月31日	(1) 公共施設の再構築と跡地利用について (2) その他
7	平成12年9月7日	(1) 公共施設の再構築と跡地利用について (2) その他
8	平成12年9月19日	(1) 公共施設の再構築と跡地利用について (2) その他
9	平成12年9月27日	(1) 公共施設の再構築と跡地利用について (2) その他
10	平成12年10月4日	(1) 公共施設の再構築と跡地利用について (2) その他
11	平成12年11月2日	(1) 公共施設の再構築と跡地利用について (2) その他
12	平成12年11月9日	(1) 公共施設の再構築と跡地利用について (2) その他
13	平成12年11月13日	(1) 公共施設の再構築と跡地利用について (2) その他
14	平成12年11月16日	(1) 公共施設の再構築と跡地利用について (2) その他